

川島税務署からのお知らせ

国税相談専用ダイヤルについて

電話で解決☎「電話相談センター」へつながります。

国税相談専用ダイヤルへ電話する

コクセイ
0570-00-5901 (全国一律料金)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
(土日祝日および12月29日～1月3日を除く。)

音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- 相談内容によっては、所轄の税務署への相談をお願いする場合があります。
- 税務署、業務センター室からのお尋ねに関する質問については、所轄の税務署、業務センター室へ問い合わせください。
- 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**(「電話相談センター」につながります)。

※川島税務署への申告・納税相談は事前予約制となっています。国税相談専用ダイヤルの活用をお願いします。

●問い合わせ 川島税務署 ☎25-2211
自動音声案内に従って「2」番を選択してください。

オレンジカフェほほえみ

オレンジカフェほほえみは、認知症の方やその家族、友人、地域の方などが集まり、お茶を飲みながらおしゃべりしたり、参加者同士で悩みを相談し、お互いの理解を深める場所です。その他、専門職による認知症などの相談も併せて行っています。気軽にお越しください。

日程

令和6年	5月15日(水)	午後1時30分～3時30分
	7月17日(水)	
	9月18日(水)	
令和7年	11月20日(水)	
	1月15日(水)	
	3月19日(水)	

場所

日本フネン市民プラザ 1階
カルチャーギャラリー

予約不要・参加費無料
時間内は出入り自由です



●問い合わせ

吉野川市地域包括支援センター
(吉野川市社会福祉協議会内)
☎22-2744 FAX22-2746

火事・救急・救助は局番なしの119番へお掛けください!
(スマートフォン・携帯電話からも同様です。)

- 聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な方について
FAX119…「119」をダイヤルし、通報用紙を送信します。
NET119…スマートフォンなどからインターネットを使って音声によらず119番通報ができるシステムです。※事前登録が必要です。
- 外国人の方からの119番通報について
日本語を話せない外国人の方でも安心して緊急通報ができるように、多言語システムを導入しています。電話通訳センターを介した三者同時通訳で24時間365日対応しています。

●問い合わせ

徳島中央広域連合消防本部
通信指令室・消防課
☎26-1195 FAX24-9917
Eメール
tokushima_chuo_honbu@tcu.or.jp

2024年度 保育フェア
(徳島県委託事業)

県内の保育事業者が多数参加し、保育の魅力や仕事の様子などをわかりやすく説明します。

保育施設の仕事に興味のある方は、資格の有無にかかわらず、一般・学生、どなたでも参加できます。
※参加費無料・申し込み不要

とき 6月15日(土)
午前9時30分～正午

ところ アスティとくしま3階
(徳島市山城町東浜傍示1番地1)
※駐車場代200円が必要



●問い合わせ

徳島県社会福祉協議会
徳島県保育士・保育所支援センター
☎088(625)2040

「駅前労働相談会」を開催

パワハラや解雇、賃金未払、配転拒否などの労使間トラブルについて、徳島県労働委員会委員が解決のためのアドバイスをします。

とき 7月7日(日) 午後1時～4時30分
(受付 午後0時45分～4時)

ところ シビックセンター(アミコビル4階)

申し込み 事前予約優先
(7月5日(金) 午後3時まで)
電話 088(621)3234
FAX 088(621)2889
Eメール roudouinkai@pref.tokushima.lg.jp

相談料 無料



申し込み
二次元コード

●問い合わせ

徳島県労働委員会事務局
☎088(621)3234
FAX088(621)2889

「ご存じですか!」
民生委員・児童委員



地域福祉の現場を支えている民生委員・児童委員は、皆さんの身近な相談相手です。「誰に相談すればいいかわからない」「子育てに不安がある」などの悩み事、生活の悩みや福祉サービスの利用など、同じ地域の一員として相談に応じ、関係機関へのパイプ役になるなどの活動をしています。

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域においてさまざまな福祉活動を行う非常勤の公務員です。

民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ね、援助を必要とする方の福祉全般に関する悩みや問題などの相談に応じ、行政や関係機関へのパイプ役を務め、問題解決の手助けをします。

民生委員・児童委員の中には、個別の担当区域を持たず、子どもや子育ての相談・援助を専門的に担当する主任児童委員もいます。

「こんなときに相談を!」

民生委員・児童委員は、さまざまな相談を受けるほか、地域でのボランティアや社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力するなど、地域福祉の推進活動においても活躍し、知識や技術習得のための調査研修や委員相互の協働などを目的として協議会を設置しています。

- 高齢者の一人暮らしで生活に不安がある
- 福祉サービスの制度や窓口が分からない

民生委員・児童委員 Q&A

Q1 民生委員・児童委員とはどのような方たちですか?

A1 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所など関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々です。

Q2 民生委員・児童委員はどんな人になるのですか?

A2 民生委員・児童委員は、年齢や性別、職業などに関係なく、地域に根ざり、住民の生活に寄り添って活動する方々です。

A2 人柄がよく、物事に正しい判断を下す力のある方で、ボランティア精神に富み、社会福祉の仕事に理解と熱意がある方です。特別な資格などは必要ありません。

A3 本市の民生委員・児童委員の定数は116人、うち主任児童委員は9人となっています。任期は3年で、現委員の任期は令和7年11月末までとなります。

A3 民生委員・児童委員は報酬を受けているのですか?

A3 無報酬で活動しています(活動に必要な交通費などは支給されています)。

A4 訪問に来てくれた人が民生委員・児童委員だと確認できるものはありますか?

A4 民生委員・児童委員は全員、写真付の身分証明書を持って活動しています。

民生委員・児童委員の日

毎年、5月12日の「民生委員・児童委員の日」から一週間を「民生委員・児童委員の日」活動強化週間」と定めています。

民生委員制度は前身の済世顧問制度が大正6年5月12日に発足し、この創設の日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国一斉に民生委員が社会福祉の増進に取り組む決意を新たにするとされています。

5月5日「こどもの日」から一週間は、児童福祉の理念の普及、啓発のため「児童福祉週間」としています。

何か困りごとがあれば、地域の民生委員・児童委員へご相談ください。

問い合わせ

社会福祉課 地域福祉係

☎22-2261
FAX22-2260

吉野川市社会福祉協議会

☎22-2741
FAX22-2743

